

渋川市建設工事等の前金払取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事及び建設コンサルタント業務(設計又は監理等に係る業務をいう。)(以下「工事等」という。))に係る前払金の取扱いについて、渋川市財務規則(平成18年渋川市規則第43号)及び渋川市契約規則(平成18年渋川市規則第49号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(前金払の対象とする工事等及び金額)

第2条 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号。以下「法」という。))第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証する工事等であって、請負代金額200万円以上のものとする。

2 前払金の額は、建設工事は請負代金額の10分の4以内とし、建設コンサルタント業務は業務委託料の10分の3以内とする。

(債務負担行為に係る前金払の特例)

第3条 債務負担行為に係る工事等の前払金の支払については、前条の規定にかかわらず、次のとおりとする。ただし、設計図書に前払金の支払条件が定められている場合においては、この限りではない。

(1) 建設工事 当該年度の出来高予定額の10分の4以内

(2) 建設コンサルタント業務 当該年度の出来高予定額の10分の3以内

(中間前金払の対象とする工事)

第4条 法第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証する土木建築に関する市発注工事(土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。)であって、当該工事の請負代金額が200万円以上で、かつ、予定工期が90日以上のものであって、次の各号のいずれにも該当する工事とする。

(1) 工期の2分の1を経過していること。

(2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(中間前金払の対象となる経費の範囲)

第5条 中間前金払の対象となる経費は、材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費とする。

(中間前金払の割合)

第6条 請負代金額の10分の2以内の額とする。ただし、中間前金払を行った際の前払金の合計額が請負代金額の10分の6を超えてはならないものとする。

(中間前金払と部分払の選択)

第7条 中間前金払と部分払は、受注者がいずれかを選択することとする。

2 中間前金払を行った工事にあつては、部分払を行わないこととする。

3 中間前金払を行った工事が、請負代金額の3分の2以上に相当する工事出来高がある場合において、市の都合又は天候の不良等受注者の責めに帰することができない事由その他正当な事由により、当該工事が年度内に完成することができず繰越が予想される工事については、次の式により算定して得た額を部分払として行うことができるものとする。

$$\text{部分払金額} = \text{工事出来高金額} \times \left(9 / 10 - \text{前払金額} / \text{請負代金額} \right) - \text{中間前払金額}$$

(債務負担行為に係る中間前金払の特例)

第8条 債務負担行為に係る契約については、当該年度の支払限度額の範囲内で支出できる見込みのものについて、その年度の出来高予定額を対象として中間前金払をすることができるものとする。ただし、設計図書に中間前払金の支払条件が定められている場合においては、この限りではない。

2 債務負担行為に係る契約で中間前金払を選択した工事については、当該年度における出来高部分の額が予定額に達した場合に、その年度の支払限度額の範囲内で部分払をすることができるものとする。

(認定の方法)

第9条 契約担当者は、受注者から中間前払金認定請求書（渋川市財務規則様式第45号の2）が提出されたときは、当該契約に係る工期（債務負担行為に係る契約では、当該年度の工事実施期間）の2分の1を経過し、かつ、工程表によりその時期までに実施すべき作業が行われ、その作業に要する経費が請負代金額（債務負担行為に係る契約では、当該年度の出来高予定額）の2分の1以上の額に相当するものであるかどうかを調査するものとする。

2 契約担当者は、当該認定申請に係る調査について、別途工事工程報告等を基に、受注者から建設工事請負契約約款第11条に基づく履行報告書（別記様式第1号）を提出させ、これを確認することにより行うものとする。

3 契約担当者は、工事現場等に搬入された検査済みの材料等があるときは、その額を履行報告の出来高に加算し、進捗額として認定することができるものとする。また、設計図書の変更指示に基づき、新規工種等の追加指示が行われていれば、当該新規工種等の追加に係る契約書の変更が行われていなくても、当該新規工種等に係る出来高を、認定対象とする出来高に含めることができるものとする。

4 契約担当者は、その調査結果が適当と認められるときは、当該認定申請を受けた日から、原則として7日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に中間前払金認定通知書（渋川市財務規則様式第45号の3）を2部作成し、1部を受注者に交付し、1部を受注者が提出する請求書に添えて処理するものとする。ただし、当該認定に当たり受注者からの提出資料に不備若しくは遅滞があったときその他特別の事情があるときの認定期間についてはこの限りでない。

（前払金の請求）

第10条 前払金の支払を請求する者は、法第2条第4項に規定する保証事業会社と同条第5項に規定する保証契約を締結しなければならない。

2 前払金の支払を請求する者は、前項の保証契約を締結したときは、遅滞なく、前払金請求書又は中間前払金請求書（以下「前払金請求書」という。）に当該保証事業会社が発行した前払保証証書又は中間前払保証証書（以下「前払保証証書」という。）（正副2通）を添付して、市長に提出しなければ

ばならない。

- 3 前項の規定による提出があったときは、契約管理課長がその内容を審査するものとする。ただし、渋川市契約事務取扱規程（平成18年訓令第26号）第2条第3項及び第3条第3項において、担当課が契約手続をするとして規定されているものについては、担当課長がその内容を審査するものとする。

（前払金の支払）

第11条 市長は、前払金の請求を受けた日から起算して14日以内に、当該請求に係る前払金を支払うものとする。

- 2 前払金の支払は、前条第2項の前払保証証書に記載された預託金融機関に対する振込により行うものとする。

（前払金の使途制限）

第12条 受注者は、前払金を工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充ててはならない。

（前払金の返還）

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合、前払金の全部又は一部を返還させるものとする。

- （1） 受注者が前払金を前条に定められた経費以外の支払に充てたとき。
- （2） 第10条第1項に定められた保証契約が解除されたとき。
- （3） 当該工事等の契約が解除されたとき。

（遅延利息）

第14条 前条の規定により前払金を返還すべき者が、指定された期限までに返還しないときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算して得た額の遅延利息を併せて納付しなければならない。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(別記様式第1号)

履行報告書 (中間前金払用)					
(年号) 年 月 日					
渋川市長		様			
		所在地 受注者 商号又は名称 代表者職氏名			
本書のとおり請負工事の履行状況を報告します。					
工 事 名					
工 事 場 所					
工 期	着 工	(年号)	年	月	日
	完 成	(年号)	年	月	日
請負代金額	円				
工 種	構成比	予定工程	実施工程	出来高金額	備考
	%	%	%	円	
小 計	100.0%				
消費税及び地方消費税額					
合 計 金 額					

- 注1 構成比は直接工事費に占める各工種毎の構成割合を、予定・実施工程は報告時点の状況を、出来高金額は工事価格（請負代金額から消費税及び地方消費税額を控除した金額）に占める構成比相当額に実施工程率を乗じたものにより算出し、それぞれ記入すること。
なお、記入については、契約時に提出した工程表等に基づき作成すること。
- 2 実施工程計は50%以上、出来高金額計は請負代金額の2分の1以上であること。
- 3 押印を省略する場合には、以下に発行責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記載すること。

発行責任者及び担当者

- ・発行責任者： (電話番号)
- ・担当者： (電話番号)